

物的要件		
業種	機械器具	設備
建築物清掃業（1号）	(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機	
建築物空気環境測定業（2号） ※注1	(1) 浮遊粉じん測定器 (2) 一酸化炭素測定器 (3) 二酸化炭素測定器 (4) 温度計 (5) 湿度計 (6) 風速計 (7) 空気環境測定に必要な器具 (測定器固定用スタンド)	
建築物空気調和用ダクト清掃業 （3号）	(1) 電気ドリル (2) シャー又はニブラ (3) 内視鏡(写真撮影可能なもの) (4) 電子天びん又は化学天びん(1mg以上の分解能を有するもの) (5) コンプレッサー (6) 集じん機 (7) 真空掃除機	
建築物飲料水水質検査業 （4号）	(1) 高圧蒸気滅菌機及び恒温器 (2) フレームレス-原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ-質量分析装置 (3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥器 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計 (7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフ-質量分析計 (9) 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室

<p>建築物飲料水貯水槽清掃業 (5号)</p>	<p>(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計 (7) 濁度計 (8) 残留塩素測定器 (上記は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものでなければならない。)</p>	<p>機械器具を適切に保管できる専用の保管庫</p>
<p>建築物排水管清掃業 (6号)</p>	<p>(1) 内視鏡(写真撮影可能でケーブルの長さが15m程度以上のもの) (2) 高圧洗浄機 (3) 高圧ホース (4) 洗浄ノズル (5) ワイヤ式管清掃機 (6) 空圧式管清掃機 (7) 排水ポンプ (上記は、排水管の清掃に専用のものでなければならない。)</p>	<p>機械器具を適切に保管できる専用の保管庫</p>
<p>建築物ねずみ昆虫等防除業 (7号)</p>	<p>(1) 照明器具 (2) 調査用トラップ (3) 実体顕微鏡 (4) 毒じ皿 (5) 毒じ箱 (6) 捕そ器 (7) 噴霧機 (8) 散粉機 (9) 真空掃除機 (10) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用防護具 (11) 消火器</p>	<p>機械器具薬剤等を適切に保管できる専用の保管庫</p>

<p>建築物環境衛生総合管理業(8号) ※注2</p>	<p>(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 浮遊粉じん測定器 (4) 一酸化炭素測定器 (5) 二酸化炭素測定器 (6) 温度計 (7) 湿度計 (8) 風速計 (9) 空気環境測定に必要な器具 (測定器固定用スタンド) (10) 残留塩素測定器</p>	
<p>※注1 (1)～(6)は、規則第3条の2第1号の表の各号の下欄に掲げる測定器((2)～(6)はこれと同等以上の性能を有する測定器を含む。)であること。 ※注2 (3)～(8)は(注1)と同様</p>		